



# 中部ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年2月27日

令和6年8月8日にお知らせした以下の中部ブロックの審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、その後、検討を重ねた結果、審査上の全国統一取決として一義的に取りまとめるべきものではなく、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断されるものとして、当ブロックにおける審査上の取扱いとしては削除することとなりましたのでお知らせします。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

## 【中部ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	K160-2 頭蓋内微小血管減圧術に対する「組織代用人工繊維布(心血管系用(血管用フェルト・ファブリック))」の用法外使用は、原則として認められない。	R3年12月1日から「脳神経減圧術用補綴材(商品名:Cirrax)」が保険適応となったことから、保険適応日以降の「組織代用人工繊維布(心血管系用(血管用フェルト・ファブリック))」の用法外使用は、原則として認められないと判断した。	削除(適用診療月:令和8年6月診療分)

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

外科審査室脳外科・外科審査課 (TEL:052-854-6788) 小林

(TEL:052-854-7851) 橋本